



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会内処遇における電子監視制度：アメリカ、ドイツ、日本の状況から見た中国法への示唆〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	張, 曉航
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第14629号
Issue Date	2021-09-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/83123
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	ZHANG_Xiaohang_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 張 曉 航

審査担当者	主 査	教 授	城 下 裕 二
	副 査	教 授	小名木 明 宏
	副 査	教 授	上 田 信太郎

社会内処遇における電子監視制度 ーアメリカ、ドイツ、日本の状況から見た中国法への示唆ー

本論文は、20 世紀半ばにアメリカ合衆国の刑事司法実務に導入された電子監視（electronic monitoring）にめぐって、それが特に社会内処遇において用いられた場合に生じる理論的・実務的諸問題に関して比較法を通じて分析するとともに、中国で 2020 年に法制化された電子監視、及びそれを補助的措置とする「社区矫正」（社会内処遇）制度の今後の方向性について、刑事政策的視点に基づいて検討するものである。「序論」と「結語」を除く概要は以下の通りである。

第 1 章「電子監視の定義と機能」では、電子監視を「犯罪者または特定の人物が『被監視場所にいる』または『一定の範囲内にある』という条件に適合しているかどうかを監視するために使用される装置」と定義し、現在、各国の刑事実務で採用されている第二世代電子監視装置（RF 設備）及び第三世代電子監視装置（GPS 衛星測位システム）の概要が明らかにされている。

第 2 章「アメリカの電子監視制度」では、同国で 1960 年代から主に過剰収容問題を緩和する手段として開始された在宅拘禁における電子監視の状況を紹介した上で、それが合衆国憲法修正第 4 条・第 8 条・第 14 条に違反する疑いがあるとして提起された訴訟をめぐる議論を概観する。

第 3 章「ドイツの電子監視制度」では、他国と比較すると電子監視の刑事政策への導入が慎重であり、少数の州においてのみ実施されているドイツの状況が紹介される。そうした状況の背景には、量刑における予防的考慮の比重の軽度化、電子監視の有効性に関する実証研究の不足などの事情が存在することが指摘されている。

第 4 章「日本での電子監視制度導入について」では、既存の制度枠組みを前提として、わが国の刑事政策に電子監視を導入すること、特に社会内処遇としての保護観察における特別遵守事項に組み込むことの可否が検討される。現在の諸外国における電子監視が機能的には「監督」と「制御」に基づいていることからすれば、「補導」と「援護」を主な目的とするわが国の更生保護制度に直ちに合致するとはいい難く、導入の可否は、結局のところ保護観察はいかにあるべきかという理念的な問題に立ち戻らざるを得ないと論じる。

第 5 章「電子監視をめぐる価値判断」では、電子監視に対して向けられてきた批判的見解、特にその「監視能力」を過大視することの問題性、及び日常生活への過度の介入の危険性を明らかにする。その上で、刑罰理論から電子監視をどのように正当化することができるか、さらには、電子監視の導入による「犯罪抑止効果」の実体とは何か、といった問題について、犯罪原因論の知見を交えて検討している。

第 6 章「中国法に対する示唆」では、中国で 2012 年の条例及び 2020 年法に基づき導入されている執行猶予期間中の者あるいは仮釈放者等に対する電子監視の状況が紹介される。そこでは、本来的に再犯リスクの低い者が対象者となる可能性、刑罰の応報的・懲罰的性格を重視する国民意識との乖離、といった問題点があることが明らかにされる。本論文はこれらの懸念ないし難点

を解消するために「多次元・マルチレベルでの電子監視制度の構築」を提唱する。具体的には①対象者全員についてリスク・アセスメントを行うことにより、犯罪類型及び再犯可能性を基準として第1類～第4類に分類し、②第1類～第3類に対しては各々の特性に応じて監視期間の決定・監視項目の設定・監視機器の選定を実施するとともに、③第4類に対しては監視を行わないこととするよう提案している。

以上のように本論文は、中国における制度への示唆を目的として、比較法的知見を踏まえて電子監視の刑事政策学的考察を試みるものであり、日本語で書かれた従来の同種業績のなかでは最も詳細かつ包括的な研究であると同時に、資料的価値も高い。特に第6章で提示された具体的提案は、限定された人的・物的資源の下で可能な限りの効果を追求しようとする実践的なガイドラインであり、電子監視のみならず広く社会内処遇のあり方を考察するに際して極めて有用である。他方で本論文では、電子監視の法的性格について、刑罰自体ではなく、「社区矯正の補助的措置」という中国法上の一般的な見解を前提としているが、刑事制裁の体系全体において電子監視を捉える場合には、その法的性格ないし他の制度との関係性に関してはさらなる分析が必要であったと思われる。また、本論文の構成からみて、第6章での論述については、第2章から第4章までの比較法的検討との関連性をより明確化すべきことが望まれる。さらに、本論文の用語法ないし表現に関しても、日本語としては必ずしも一般的ではないと解される箇所が見られた。こうした課題が残されてはいるものの、本論文はわが国の学界および矯正保護実務に大きく寄与するものと解されることから、審査委員全員一致の判断により、本論文について博士（法学）の学位を授与することが相応しいとの結論に至った。